

変更事項		【認可変更様式】 家庭的保育事業等認可申請事項等変更届出書	認可変更必要書類 ※変更届と併せてご提出ください。	認可変更提出期限	【確認変更様式】 特定地域型保育事業者確認変更申請書兼変更届	確認変更必要書類 ※変更届と併せてご提出ください。	確認変更提出期限	備考
施設に関する変更	1 名称	○	変更内容により必要書類が異なるため、別途お問い合わせください。	変更の日から一か月以内	○	変更内容により必要書類が異なるため、別途お問い合わせください。	変更の日から10日以内	
	2 所在地（住所）表示	○	1.区から発行される住居表示変更の通知	変更の日から一か月以内	○	1.区から発行される住居表示変更の通知 2.該当する施設類型の付表	変更の日から10日以内	
	3 土地・建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場の変更	○	1.建物・土地の状況（第8号様式） 2.変更前及び変更後の施設の配置図 3.変更前及び変更後の施設の建物の平面図 4.保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの）	あらかじめ届け出が必要となります。	○	1.変更前及び変更後の施設の配置図 2.変更前及び変更後の施設の建物の平面図 3.保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの） 4.該当する施設類型の付表	変更の日から10日以内	※変更を検討している場合は、検討段階で事前にご連絡をお願いします。 ※変更内容により別途追加資料をご提出いただく場合がございます。
	4 管理者	○	1.新管理者の履歴書及び保育士証の写し 2.管理者要件を充足することを証する書面（勤務証明等） 3.事業者の代表者が管理者を兼任する場合は、兼任する業務の実施体制を確認できる書類（該当する場合）	あらかじめ届け出が必要となります。	○	1.新管理者の履歴書及び保育士証の写し 2.管理者要件を充足することを証する書面（勤務証明等） 3.誓約書 4.該当する施設類型の付表 ※給付費等の振込口座名義に変更が生じる場合は、口座振込依頼書兼登録申請書及び委任状（請求者名と振込口座名義が異なる場合）	変更の日から10日以内	
	5 定員又は年齢区分の変更 （合計定員数が増減しない場合を含む）	○	1.職員の構成（第5号様式） 2.運営規程 3.事業所等の利用に係る重要事項説明書	あらかじめ届け出が必要となります。	○	1.該当する施設類型の付表 2.建物の構造概要及び図面並びに設備の概要（利用定員が増加する場合）	変更の日から10日以内 ※利用定員の減少をしようとする場合は、その利用定員の減少の日の3か月前まで	※定員変更の希望がある場合は、毎年、定員変更希望調査を行っておりますので、区と相談の上、定員変更をお願いします。 ※年度途中の変更は原則認められません。
	6 運営規程	—	—	—	○	1.運営規程の写し（変更後）	変更の日から10日以内	※「世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例」第20条に定める事項が網羅されていることが必要です。
法人に関する変更	7 設置者の名称及び住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）	○	1.印鑑証明書（事後提出） 2.事業所等の利用に係る重要事項説明書（変更ある場合）	あらかじめ届け出が必要となります。	○	—	変更の日から10日以内	
	8 設置者の代表者	○	1.印鑑証明書（事後提出） 2.代表者の履歴書 3.児童福祉法第34条の15第3項の基準に関する誓約書（第2号様式） 4.事業者の代表者が管理者を兼任する場合は、兼任する業務の実施体制を確認できる書類（該当する場合のみ） 5.事業所等の利用に係る重要事項説明書（変更ある場合） 6.社会的信望に関するチェックリスト（学校法人及び社会福祉法人以外の場合）	変更しようとする日の一か月前まで	○	1.代表者の履歴書 2.誓約書 3.運営規程の写し（変更ある場合） ※給付費等の振込口座名義に変更が生じる場合は、口座振込依頼書兼登録申請書及び委任状（請求者名と振込口座名義が異なる場合）	変更の日から10日以内	
	9 役員	○	1.経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名（第10号様式） 2.経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書	あらかじめ届け出が必要となります。	○	1.誓約書 2.経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書	変更の日から10日以内	
	10 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該確認に係る事業に関するものに限る）	○	1.履歴事項全部証明書 2.定款、寄附行為その他の規約	変更の日から一か月以内	○	1.定款、寄附行為その他の規約	変更の日から10日以内	※登記事項証明書を除き、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、手続き不要です。
その他	11 連携協力を行う特定教育・保育施設の名称	—	—	—	○	変更内容により必要書類が異なるため、別途お問い合わせください。	変更の日から10日以内	